

令和3年春の火災予防運動を実施します

※全国で実施される3月1日（月）から3月7日（日）を中心に、中旬まで実施します。

- ◆ 期間中は、「住宅用火災警報器の点検、更新の促進と未設置住宅への設置促進」、「住宅火災から命を守る避難の推進」、「高齢者の方の火災予防対策の推進」及び「事業所の防火安全対策の推進」を重点推進項目として、呼び掛けます。
- ◆ 住宅用火災警報器の点検や更新の推進にあたり、期間中を“住宅用火災警報器の点検強化期間”とし、特に初日となる3月1日は「一斉点検の日」として、「ご家庭に設置の住宅用火災警報器の点検」を呼び掛けます。

1 火災予防運動の重点推進項目

(1) 住宅用火災警報器の点検、更新と未設置住宅への設置促進

- ・火災予防運動期間中を住宅用火災警報器点検強化期間とし、点検や更新を推進

住宅火災用火災警報器の奏功事例

- 事例1：たばこを吸って灰皿で消したつもりで寝込んでしまい、時間経過とともに灰皿内の他のたばこの吸殻に着火した。隣人が住宅用火災警報器の鳴動に気付き、119番通報した。
- 事例2：ガスコンロの鍋に火をかけたまま家の外で作業していたところ、台所に設置した住宅用火災警報器が鳴ったため、煙の発生に気づきガスの火を止めた。

(2) 住宅火災から命を守る避難の推進

- ・「逃げよう、守ろう、その命」をキャッチフレーズに、迅速で適切な避難の重要性を広報

(3) 高齢者の方の火災予防対策の推進

- ・日常の火災予防対策の広報
- ・着衣着火の危険性の広報
- ・消防職員による住宅用火災警報器の取付支援
- ・早期避難の重要性の広報

(4) 事業所の防火安全対策の推進

- ・避難通路や防火戸等の維持管理、火気の適正な管理など出火防止対策について事業所の防火安全対策の徹底



火災予防運動啓発ポスター

2 啓発ポスター等による呼び掛け

企業や学生の協力で作成したポスター及びチラシを活用し、市民への呼びかけに取り組みます。

【火災予防運動啓発ポスター】

学校法人岩崎学園横浜デジタルアート専門学校（YDC）の学生にデザインを依頼し、消防局で作成しました。

【住宅用火災警報器啓発チラシ】

東京ガス株式会社の協力を得て作成しました。



住宅用火災警報器啓発チラシ

裏面あり

3 住宅火災の状況（令和2年の数値は全て速報値です。）

図1 10年間の全火災・住宅火災の推移(件)

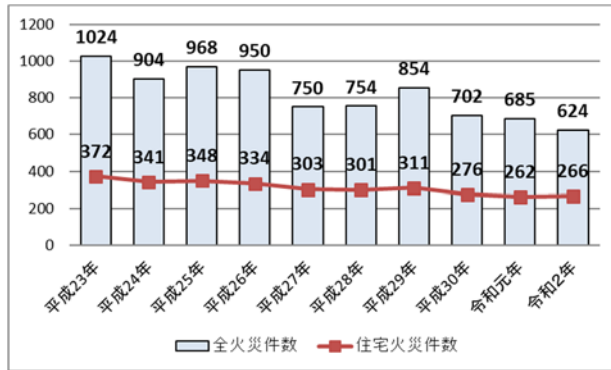


図2 10年間の住宅火災による死者（放火自殺者を除く）の推移(人)

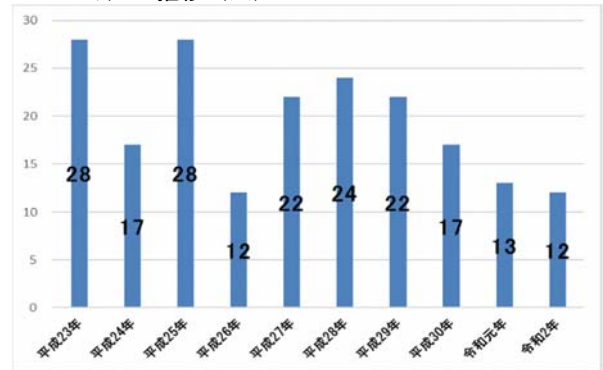


表1 10年間の住宅火災の出火原因(件)

原因/年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
こんろ	87	79	68	87	75	82	66	63	60	59
たばこ	71	73	52	52	48	52	45	45	39	48
放火(疑い含む)	48	51	59	49	32	25	48	36	34	27
電気機器	11	11	11	9	11	8	21	13	18	21
上記以外	155	127	158	137	137	134	131	119	111	111
総計	372	341	348	334	303	301	311	276	262	266

住宅火災の出火原因と出火防止のポイント

【こんろ】

- ・火をつけたらその場を離れない。
- ・こんろ周りに燃えやすいものを置かない。
- ・こんろはこまめに清掃する（グリル内は特に）。
- ・安全センサーの付いたSiセンサーコンロを使用する。

【たばこ】

- ・吸い殻は、ごみ箱に入れる前に水に浸すなどして完全に火を消す。
- ・気づかずに落下する灰（火種）に注意する。
- ・寝たばこはしない。吸いかけのたばこは放置しない。

各消防署連絡先	鶴見消防署	503-0119	保土ヶ谷消防署	342-0119	青葉消防署	974-0119
	神奈川消防署	316-0119	旭消防署	951-0119	都筑消防署	945-0119
	西消防署	313-0119	磯子消防署	753-0119	戸塚消防署	881-0119
	中消防署	251-0119	金沢消防署	781-0119	栄消防署	892-0119
	南消防署	253-0119	港北消防署	546-0119	泉消防署	801-0119
	港南消防署	844-0119	緑消防署	932-0119	瀬谷消防署	362-0119

お問合せ先

消防局予防課長 和知 治 Tel 045-334-6601